

東北地方太平洋沖地震にかかる規約 変更、年金等の請求手続きについて (通知発出 厚年、DB、DC)

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ポイント

標記につき今般、地方厚生局宛に通知¹の発出があり、DB年金および確定拠出年金につき、以下の通り厚年基金の取り扱いが可能とされていますので、ご案内致します。

➤規約変更に伴う手続き(厚年基金、DB年金)

被災地域の基金は、代議員会開催が困難な場合、理事長専決により行うこと。

その場合、次回の代議員会にて専決内容を報告する。

➤年金等の請求手続き(厚年基金、DB年金、DC)

被災地域に住所地を有する加入者に係る年金等の裁定請求は添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。

¹ 「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」平成23年3月29日年企発0329第2号

なお、本通知おける厚年基金、DB年金での取扱は、別途、「厚生年金基金事務ニュース」「DB年金事務ニュース」にてご案内予定です。

以上